

障がい者の参政権の保障に関する意見書

高齢社会の拡大や、交通事故等の後遺症などによる「障がいをもつ人」は、年々増加しています。老人性難聴者の増加も社会問題として深刻化しています。70歳以上の二人に一人は聴力に問題を抱え、全国で約600万人の難聴者、中途失聴者がいると言われてしています。

国連の「国際障がい者の10年」の「障がいをもつ人に暮らしやすい社会は、すべての人にとって暮らしやすい社会である」との提言にあるように、障がいをもつ人が「参加しやすい選挙」は、高齢者などすべての国民にとっても「参加しやすい選挙」になることです。

高齢化が進む現在において、これらの問題点を解決していかなければ、仮に今不自由を感じていない人たちも、将来的に参政権が阻害される恐れが十分にあります。

そこで、現在参議院比例代表選挙で行われている、政見放送への手話通訳を、他の選挙でも導入し、また字幕スーパーの表示、要約筆記等の実施など、聴覚障がい者をはじめとする障がい者の参政権を保障する課題について、障がい当事者など関係者の参画のもと、障がい者の参政権保障に関わる施策の充実を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年6月21日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

）あて